

松江家庭裁判所委員会（第17回）議事概要

1 日時

平成22年2月17日（水）午後1時30分～午後4時00分

2 場所

松江家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員長） 谷口幸博

（委員） 井田克己、大橋広志、片山憲一、加茂尚美、小西直之、鹿野一厚、
田村時男、楳野俊徳、光谷香朱子、山口美紀（五十音順敬称略）

（説明者） 熊谷首席家裁調査官、筒井首席書記官

（ゲストスピーカー） 菅野恵子家事調停委員、船本力家事調停委員、

（事務担当者） 栗栖事務局長、金谷総務課長

4 議事

テーマ 「離婚調停を巡る現状と課題」

（1）ビデオ上映

調停委員研修用ビデオの視聴

（2）裁判所側説明者による説明

「離婚調停事件の受理件数等について」筒井首席書記官

「離婚調停事件の課題等について」熊谷家裁首席調査官

（3）質疑応答、意見交換

（委員）

うちのPTAにはいろいろな保護者がいますが、中には日本人ではない人もいて、日本語が上手でない人もいます。このような人が調停を申し立てる場合、言葉の問題はどのように解決しているのですか。

（説明者）

日本語が全く分からない人は来られたことがありません。ある程度分かる人でも、知り合いの人や通訳の人を連れてきてもらっています。

（ゲストスピーカー）

知人の女性で、外国語に堪能な人に通訳をしてもらうので、少なくとも私自身が関与したものは意思の疎通が問題になることはありませんでした。また、通常会話は比較的堪能な人も多かったように思います。しかし基本的には通訳の人を伴われることが多いと思います。

（委員）

ケーブルテレビで小学校の連合音楽会を放送しているのですが、私の学校は放送されませんでした。その理由を調べると、父親に見られると通っている学校が知られてしまうのでいやだという子どもがいたからだそうです。裁判所では、夫に住所を知られないための工夫をしていますか。

（委員長）

そのような要望があれば事前に届け出ていただくことで、相手方に住所等が知られることがないよう配慮しています。調停調書にも、住所については住民票上の住所などと記載して、現実の住所は表示しないようにしています。

(委員)

特にDV事件についてはDVセンターの人が付くと、同センターが通訳の人も付けます。今後、そのような人が増えて、DVセンターを通さずに申し立てる人が出でるとどうすべきかという問題はあります。今は、ほとんどの人が市役所等に事前に相談してから申し立てているので、通訳とか費用の点もケアできていると思います。日本人も住所を秘匿する人が多いのですが、裁判所には慎重に対応してもらっています。本人は裁判所に申し立てる段階でその点を心配しているので、今後も続けてください。できればもう少し待合室が広ければ良いかなと思います。DV事案までいかないケースでも、顔も見たくないという人もいるので、そういう人のためにも待合室が複数あるとよいと思います。

(委員長)

松江の庁舎の建替えについて来年度の予算が付きましたので、予算案が通った場合には、そのような点についても検討していかないといけないと思います。

(ゲストスピーカー)

DV事案については、待合室の階を変えるなどいろいろと配慮していますが、それ以外にも、顔を合わせたくないという希望があるかどうかを事前に聞いて、希望のある場合には、申立人を呼ぶ時に、相手方が相手方待合室に入ってから呼ぶようにしています。

(委員)

現在、調停委員は何人いるのですか。

(説明者)

本庁で40人程度です。

(委員)

調停期日では、どのように当事者から聴取しているのですか。

(ゲストスピーカー)

男女1名ずつの調停委員が二人で、申立人、相手方の双方から、交互に聞いています。

(委員長)

場合によっては、双方が同席した状態で聞くこともあります。

(委員)

聴取する日にちをずらすこともあるのですか。

(ゲストスピーカー)

DV事案の場合は、そうすることもあります。

(委員)

申立てをしたが、取り下げた事案は何件あるのですか。

(説明者)

手元に資料がありませんので、次回までに調べて報告します。

(委員)

調停委員は1人当たり何件くらい持っておられるのですか。

(ゲストスピーカー)

未済として常時持っているのは5件くらいでしょうか。

(委員)

弁護士が双方に付くと、次回期日を決める際に双方代理人と調停委員の都合を聞かないと決められないのですが、その日はちょっとと言われることが多いので調停委員は忙しいのかなと思いました。また、調停委員の負担が大きく、DV事案は聞くだけで疲れるので、どのようにフォローされているのだろうかと思いました。

(委員長)

今の質問に絡んでですが、皆さんの中で調停委員に対する不満を聞いたことはありますか。

(特に発言なし)

(委員)

調停委員の数は男女半々ですか。

(委員長)

家事調停は、ほとんどの場合、男性1名女性1名で行います。

(委員)

調停委員はいろいろな話を聞かれる訳ですから、夜眠れないこともあるのではないか。

(ゲストスピーカー)

民事でのお金の計算のように割り切れるものと違い、家事は答えがないので、双方の考えを聞き出すことに苦労します。家に帰ってから、どのように聞き出せば良かったかと悩むことはありますが、元来、深く考えない性格ですから、寝られないということはありません。

(委員)

調停の期間としては、申立てから成立まではどのくらいですか。

(説明者)

平均して3箇月前後と思われます。

(委員)

精神疾患の疑われる人については、誰がどのような態勢をとっているのですか。

(説明者)

当庁には精神科の医務室の技官がいるので、その人の助言を得ながら進めしていくことがあります。情緒不安定の人や、意思疎通の難しい人には、家裁調査官が間に入って、調整をしたり言い分を整理することもしています。

(委員)

今回の資料の中に子の監護に関するパンフレットがありますが、この説明は誰がするのですか。

(説明者)

調停委員から説明していると思います。

(ゲストスピーカー)

面会交流を拒否している人に対して、タイミングを見計らってお渡しすることが多いです。

(委員)

統計によれば、35歳から39歳頃が多いとありますが、子どもが10歳頃になるでしょうか、なぜその頃に申立てが多いのでしょうか。

(説明者)

いろいろ原因があると思いますが、私の経験では、子どもが小さいときは父親も子どもに目が向いていて、子どもが絆になっているのですが、子供が大きくなると、子育てよりも外の方に目が向くことがあると思います。

(ゲストスピーカー)

以前に比べて、女性も仕事を持っていて経済力がある、自己実現したいという気持ちが強いからでしょうか。

(委員)

調停委員の選任の資格については、民事と家事とでは違うのですか。現在40数名ということですが、定員はありますか。県内の調停委員の増減傾向はどうですか。

(説明者)

民事（家事）調停委員規則に資格等の定めがあり、おおむね40歳から70歳までの人です。民事調停委員と家事調停委員とで資格等については違いはありません。

(委員)

裁判所が絞って選定をしているのですか、あるいは辞退が認められるということもあるのですか。

(説明者)

本人の任命志望に基づき、家裁が面接等を行い、最終的には、最高裁が任命しますが、任命志望には、多くの場合、他者からの推薦があります。

(委員)

事件処理に関しては、ケースによって調停委員を選ぶのですか。

(説明者)

事件の内容によって専門的知識等を考慮して選んでいます。

(委員長)

先ほどの任命の件ですが、推薦がないとなれないということではなく、自分でなりたいと志望書を出されれば、裁判所の方で面接等を行い、選考していくことになります。

(委員)

任期はあるのですか。

(委員長)

任期は2年ですが、再任できます。

(委員)

調停の成立率は、島根県は高い方なのでしょうか。

(説明者)

離婚を中心とした一般調停事件についていえば、平成20年度の全国平均が46%，松江本庁は46.1%です。ちなみに養育費などの財産関係を中心とした乙類調停事件については全国平均57.8%ですが、松江本庁は54.2%と少し低い状況です。

(委員長)

それ以外は全て不成立という訳ではなく、取下げ等もあります。

(説明者)

松江本庁では取下げが24.8%なので、約4分の1が取下げで終了しています。

(委員)

例えば調停が成立した後に、何年かして、少し考え方直して同じ案件で調停を申し立てることはできるのですか。一事不再理のようなことはあるのですか。

(委員長)

不成立になった場合は、再度申し立てることもできるし、反対側の人が申し立てることもできます。養育費などの調停は、一旦成立しても、その後の事情の変更があれば、改めて増額や減額を求める調停の申立てができます。

(委員)

件数についてはここ10年で最多となっていますが、内容についての傾向や、地域性についての分析は、家裁でしているのですか。

(説明者)

全国レベルでは分析をしていると思います。最高裁が発行している家裁月報で、増減傾向について報告があります。松江管内で、どの事件が増えたかということは把握していますが、増えた原因等を分析まではできていません。

(委員)

松江では全体の事件数が増えているのに、離婚事件は増えていませんね。

何が増えたのですか。

(説明者)

養育費の事件等が増えています。

(委員)

DV被害で男性が被害者のケースはありましたか。

(委員)

DV申立事件については、私が知る限りではありません。

(ゲストスピーカー)

DV事件ではないものの、調停事件のうち、女性が夫や子どもに暴力を振るうという事件はありました。割合は少ないものの、ゼロではありません。

(委員)

先ほど見たのは調停委員用のDVDでしたが、一般向けの説明DVDはあるのですか。

(説明者)

来庁者に対する家事手続案内という説明用ビデオがあります。

(委員)

一般に調停を申し立てる場合、弁護士などの代理人を通して申し立てるものが多いのでしょうか。

(説明者)

家事調停の場合は、本人が申し立てるものが多く、弁護士が付くものは少ないと思います。

(委員)

弁護士費用の問題があるので、弁護士のところに相談に来られても調停については本人で申し立ててもらうケースが多いです。調停と調停の間に来られて、調停委員からこう言わされたとか、相手方がこう言っているということでアドバイスを求めに来られることがあります。調停がうまくいかない場合に、訴訟の段階で弁護士が関わるというケースが多いと思います。やはり、1200円で申立てができるということが大きいと思います。

(委員)

話が少し違いますが、児童虐待などによって養護施設に預けられた場合、両親が改心して子どもを返してもらいたいと考えた時、その判断はどこでするのでしょうか。

(説明者)

調停の中で、裁判所が子どもを施設に収容するということはありません。児童虐待の疑いがあれば、親や近所の通告を受けて児童相談所が親に対して指導を行うことになりますが、その中で親が施設に入れてもらって構わないと言えば入れることになります。しかし、親の判断と児童相談所の判断が違う場合には、児童相談所が収容の許可を求める審判の申立てをし、裁判所が

調査、審問をして収容の許可を出すことがあります。その後、環境の調整ができれば親の元に返されることになります。

(委員)

児童相談所がイニシアティブを握っているということですか。

(説明者)

そうです。

(委員)

離婚調停では、申立てをする場合、管轄が相手方の住所地になっているため、遠くの裁判所に出向かなければならず、心理的な負担が大きいと思いますが、どのようなサポートができるのでしょうか。負担が少ない方策はあるのでしょうか。

(委員)

ビデオリンクなどを使って、遠くの裁判所に出頭しなくても調停委員と話ができる態勢は取られていないのかという趣旨で聞かれたのでしょうか。

(委員)

はい。

(委員長)

現在は、そのような制度はありません。どちらに申し立てても一方の負担はある訳で、申し立てる側が負担しなければ仕方がないということでしょうか。調停が不成立になり、離婚訴訟を起こす場合は、どちらの裁判所にも管轄があります。ただし、相手方が移送の申立てをすれば、それに対する判断を裁判所はすることになります。その際には、子どもがどこにいるかということも判断の材料になります。

(説明者)

裁判所からお聞きしたいことがあります。現在の扱いでは、申立人の同意があるときは申立ての趣旨を呼出状に同封して相手方に送付していますが、同意しない場合は送っていません。呼出状だけを送ると、なぜ呼び出されるのか理由が分からぬといいう人もいます。他方、申立人の中には、送ると相手方がどなりこんでくるのではないかとか、離婚したいと申し立てたものの相手方の出方を見て離婚するかどうか決めたいといいう人もいるため、一律に申立ての趣旨を送る扱いにはなっていません。この点、どちらがよいと思われるのかお聞きしたいと思います。

(委員)

感覚としては、致命的なことが起こらないのであれば、なるべく送るべきだと思います。致命的なこととは、相手方から暴力など何らかの被害を受けることです。その判断は申立人がするので、現状のままがよいと思います。

(委員)

私も同様で、基本的には送るということでよいと思います。お互いに納得

感があると思います。

(委員)

意向聴取書はいつ送るのですか。

(説明者)

呼出状と同時に送りますから、申立ての二、三日後、遅くとも一週間後には相手方に送付されます。

(委員)

申立ての内容は相手方は分かるのですか、調停期日に来てみて初めて分かるのですか。

(説明者)

呼出状には事件番号と事件名、つまり夫婦関係調整事件ということと申立人、相手方の氏名しか記載されていません。さきほどの同意があれば申立ての趣旨を送ることになります。

(委員)

同意しない割合はどれくらいですか。

(説明者)

統計はとっていませんが、五、六割程度は送っています。

(委員)

申立ての趣旨については、いずれ相手方に全て伝えられるのですか。例えば暴力を振るわれたと書かれても、振るった覚えはないということもあります、申立人の言い分はすべて伝えるのですか。

(ゲストスピーカー)

申立書には過激な言葉で書かれているものもありますので、内容や表現について、相手方に伝えて良いかどうか、申立人に確認した後に伝えています。売り言葉に買い言葉になってはいけませんから、ある程度丸めて話すこともあります。

5 次回のテーマ

「子の福祉に配慮した事件の取扱いについて」とする。

6 次回期日の決定

平成22年6月30日（水）午後1時30分